十二　公害防止工事 十三　産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） 十四　学校給食施設の新増築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部並びに夜間課程を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） 十五　学校給食施設の改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） 十六　学校水泳プールの整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） 十七　武道場の新改築（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に限る。） 十八　学校屋外運動場照明施設の新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） 十九　学校クラブハウスの新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） 二十　提供施設代替借用校地購入に関する事業（幼稚園、小学校及び中学校に限る。） 二十一　防災機能の強化に関する事業 二十二　太陽光発電等の整備に関する事業（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校並びに共同調理場に限る。） 二十三　社会体育施設の整備に関する事業	第四号に該当する事業等 水道施設整備に関する事業（沖縄水道水源開発等施設整備） 社会福祉施設等施設整備に関する事業（保護施設等の施設整備及び社会福祉施設等の大規模修繕等（身体障害者社会参加支援施設のうち視聴覚障害者情報提供施設については、点字出版施設を除く。））

第五号に該当する事業等 農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。） 水利施設整備事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収（単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。） 草地畜産基盤整備事業（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。） 農地防災事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。） 広域農業用水適正管理対策事業 地域用水環境整備事業 水質保全対策事業 農業集落排水事業 集落基盤整備事業 中山間地域総合整備事業 農地環境整備事業 農業用水保全の森づくり事業 畜産環境総合整備事業 農道整備事業 森林環境保全整備事業のうち、次に掲げるもの 一　育成林整備事業 二　林道改良事業 三　共生環境整備事業 四　機能回復整備事業 森林居住環境整備事業のうち、フォレスト・コミュニティ総合整備事業 治山事業のうち、次に掲げるもの 一　予防治山事業 二　地域防災対策総合治山事業 三　治山施設機能強化事業 四　森林土木効率化等技術開発事業 五　林地荒廃防止事業 六　山地災害総合減災対策治山事業 七　共生保安林整備事業 八　保安林管理道整備事業 地域水産物供給基盤整備事業のうち、第一種漁港若しくは第二種漁港の整備又は地先の漁場整備事業 水域環境保全創造事業 漁場保全の森づくり事業	